

第七十一回国会 衆議院 議院運営委員会 議院議事録 第十一号

昭和四十八年三月一日(木曜日)

午後零時六分開議

出席委員

委員長 海部 俊樹君

理事 中川 一郎君

理事 森下 元晴君

理事 勝澤 芳雄君

理事 東中 光雄君

高島 修君

中山 正暉君

羽田 孜君

加藤 清政君

塚本 三郎君

理事 小淵 恵三君

理事 加藤 六月君

理事 山口 鶴男君

理事 大久保直彦君

竹中 修一君

西岡 武夫君

森 喜朗君

村上 弘君

委員外の出席者

議長 長 中村 梅吉君

副議長 長 秋田 大助君

事務総長 知野 虎雄君

委員の異動

二月二十八日

辞任

加藤 清政君

竹内 猛君

同日

辞任

安宅 常彦君

田中 武夫君

補欠選任

安宅 常彦君

田中 武夫君

補欠選任

加藤 清政君

竹内 猛君

本日の会議に付した案件

緊急質問の取り扱いに関する件

本会議における議案の趣旨説明聴取の件

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

第一類第十五号

議院運営委員会議事録第十一号

昭和四十八年三月一日

国会議員の秘書の給料等支給規程の一部改正の件
本日の本会議の議事等に関する件

○海部委員長 これより会議を開きます。

まず、緊急質問の取り扱いに関する件について

であります。自由民主党の渡辺美智雄君から、

最近における商品騰貴、株式、土地投機に関する

緊急質問、日本社会党の中村重光君から、最近に

おける買ひ占めなどに見られる商品投機等に関する

緊急質問、日本共産党・革新共同の小林政子君

から、商品投機など最近の異常な物価高騰に關する

緊急質問、公明党の有島重武君から、商品投機

など物価急騰に關する緊急質問、民社党の玉置一

徳君から、商品投機・異常な物価高騰に關する緊

急質問が、それぞれ提出されました。

右各緊急質問は、前回の委員会において決定の

とおり、本日の本会議において行なうこととし、

質問時間は、おのおの十五分以内とするに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海部委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

なお、質問者の要求大臣等は、お手元の印刷物

のとおりであります。

緊急質問の取扱ひに関する件

最近における商品騰貴、株式、土地投機に關す

る緊急質問

総、大、通、農 渡辺美智雄君(自)

最近における買ひ占めなどに見られる商品投機

等に関する緊急質問

総、大、通、農、勞 中村 重光君(社)
商品投機など最近の異常な物価高騰に關する緊
急質問

総、経企、通、大、農

小林 政子君(共)

商品投機など物価急騰に關する緊急質問

総、大、通、農、法 有島 重武君(公)

商品投機・異常な物価高騰に關する緊急質問

総、大、経企、農、通、外、公取委員長

玉置 一徳君(民)

○海部委員長 次に、趣旨説明を聴取する議案の

件であります。防衛庁設置法及び自衛隊法の一

部を改正する法律案は、次回の本会議において趣

旨説明を聴取し、これに対する質疑を行なうこと

とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海部委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

○海部委員長 次に、国会議員の秘書の給料等に

關する法律の一部改正の件及び国会議員の秘書の

給料等支給規程の一部改正の件についてでありま

すが、事務総長の説明を求めます。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部
を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一
部を改正する法律

国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三
十二年法律第二百二十八号)の一部を次のように改

正する。

第三条第一項中「第五条」を「第五条第一項」
に改める。

第四条第一項中「次条」を「第四項又は次条第
一項」に改め、同条に次の三項を加える。

3 前条第二項後段の規定は、前項の在職期間を
計算する場合について準用する。

4 五月一日から五月十五日までの間又は十一月
一日から十一月十五日までの間に、議員の任期
が満限に達し、又は衆議院が解散されたとき
は、その満限に達した日又は解散の日在職す
る国会議員の秘書は、それぞれ十二月二日又は
六月二日からその満限に達した日又は解散の日
までの期間におけるその者の在職期間に於いて
前二項の規定により算出した金額を、勤勉手当
として受ける。

5 前項の規定により勤勉手当を受けた者で、再
び国会議員の秘書となつたものが、第一項に規
定する勤勉手当を受けることとなるときは、そ
の者の受ける勤勉手当の額は、第二項の規定に
よる勤勉手当の額から前項の規定により受けた
勤勉手当の額を差し引いた額とする。ただし、
前項の規定により受けた勤勉手当の額が第二項
の規定による勤勉手当の額以上である場合には、
第一項の規定による勤勉手当は支給しな
い。

第五条中「前二条の期末手当及び」を「第三条
の期末手当及び前条第一項の」に改め、同条に次
の一項を加える。

2 三月二日、六月二日又は十二月二日前四十日
に当たる日の翌日からそれぞれ二月十五日、五
月十五日又は十一月十五日までの間に、議員の
任期が満限に達し、又は衆議院が解散された場
合においては、その満限に達した日又は解散の
日に在職した国会議員の秘書で、それぞれ三月
二日、六月二日又は十二月二日以後に、かつ、

当該満限に達した日又は解散の日から起算して四十日以内に再び国会議員の秘書となつたものは、それぞれ三月一日、六月一日又は十二月一日まで引き続き国会議員の秘書の職にあつたものとみなし、第三条の期末手当及び前条第一項の勤勉手当を受ける。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年十一月十三日から適用する。

2 国会議員の秘書が改正前の国会議員の秘書の給料等に関する法律第四条第一項後段の規定により受けた昭和四十七年十一月十三日の衆議院の解散に係る勤勉手当は、改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律第四条第四項の規定により受けた勤勉手当とみなす。

理由

国会議員の秘書が受ける期末手当及び勤勉手当について所要の是正を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の秘書の給料等支給規程の一部を改正する規程案
国会議員の秘書の給料等支給規程の一部を改正する規程

国会議員の秘書の給料等支給規程（昭和三十一年五月二十七日両院議長協議決定）の一部を次のように改正する。

第五条ただし書中「第五条」を「第四条第四項、第五条第一項」に、「七日以内とする」を「七日以内とし、同法第五条第二項の規定により受ける期末手当及び勤勉手当については、再び国会議員の秘書となつた日から二十日以内とする」に改める。

附則

1 この規程は、昭和四十八年三月一日から施行する。

2 国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭和三十二年法律第百二十八号）第五条第二項の規定により受ける昭和四十七年十二月の期末手当及び勤勉手当の支給については、改正後の国会議員の秘書の給料等支給規程第五条中「再び国会議員の秘書となつた日」とあるのは、「昭和四十八年三月一日」と読み替えて、同条の規定を適用する。

○知野事務総長 この法律案は、国会議員の秘書の期末手当及び勤勉手当について所要の是正を行なうとするものでありまして、その内容は、第一に、勤勉手当の在職期間の計算上、議員の任期満限または衆議院の解散により退職した秘書で四十日以内に再び秘書となつた者は、その期間引き続き秘書の職にあつたものとするとし、第二に、期末、勤勉手当の基準日前に議員の任期満限または衆議院の解散により退職した秘書で基準日後に行なわれた総選挙後直ちに再び秘書となつた者に対して、基準日まで引き続き在職したものとみなして、これらの手当を支給することとし、その他これらの措置に伴う所要の整理を行なうとするものであります。

この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年十一月十三日の衆議院の解散の日から適用しよるとするものであります。

次に、支給規程でございますが、今回の法改正により秘書が受けることとなる期末、勤勉手当の支給日を定めようとするものであります。

以上でございます。

○海部委員長 それでは、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正の件は、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○海部委員長 御異議なしと認めます。よって、さう決定いたしました。

次に、国会議員の秘書の給料等支給規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案のとおり改正すべきものと議長に答申するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○海部委員長 御異議なしと認めます。よって、さう決定いたしました。

○海部委員長 次に、ただいま決定いたしました国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○海部委員長 御異議なしと認めます。よって、さう決定いたしました。

○海部委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○知野事務総長 まず最初に、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党、民社党の順序で、各緊急質問を順次許可いたします。

次に、日程第一及び日程第二を一括しまして、大蔵委員会の大村襄治理事が御報告をいたしました。日程第一につきましては、日本社会党、公明党、民社党が反対で、日本共産党・革新共同が棄権でございます。日程第二は、日本社会党、公明党、民社党が反対でございます。採決は各別に行ないません。

次に、ただいま御決定になりました秘書の給料の法律を緊急上程いたしました。中川理事から趣旨弁明がございます。全会一致でございます。

以上でございます。

○海部委員長 それでは、本日の本会議は、午後一時予鈴、午後一時十分から開会することといたします。

○海部委員長 次に、次回の本会議の件についてありますが、次回の本会議は、明日（二日）金曜日午後一時から開会することといたします。

なお、次回の委員会は、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時十一分散会